平成２６年（フ）第５６３号
札幌市北区篠路６条７丁目１番37号　ファイブスター篠路Ｂ－５号
債務者　木村　雅則
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　竜司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月29日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０９２号
大阪市住吉区我孫子５丁目12番16号　サン我孫子マンション401号
債務者　坂口商店こと　坂口　明男
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　億　智栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２８０号
大阪市淀川区東三国６丁目21番３号レシェンテ東三国502号
債務者　河端美津子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８１号
大阪市淀川区三津屋北１丁目17番３号　サンハイツ２　306号
債務者　河森日出美こと　徐　　徳南
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８４０号
大阪府豊中市服部南町２丁目７番19号
債務者　塚川みゆき
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　道雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６２号
京都府長岡京市神足３丁目７番17号
債務者　たたの企画こと　多々納文夫
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　次雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７９１号
名古屋市南区鯛取通３丁目15番地　ＮＤＳマンション鶴里801号
債務者　佐藤　達司
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８１号
愛知県豊田市寿町４丁目49番地１　真栄マンション403号
債務者　野中　　晃
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　大史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３８５号
京都市左京区一乗寺松原町135番地１
債務者　今西　繁男
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茶木真理子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２０６０号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目22番46号
債務者　窪田　宏美
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長屋　卓嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３３９号
東京都東村山市青葉町２丁目８番地９ミキコーポ青葉町202
債務者　近藤恵美子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１６５号
静岡市清水区平川地12番20号　グリーンハイツ203号
債務者　井上登志男
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月４日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２１号
静岡市清水区高橋町540番地の12
債務者　白濱　淳一
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月４日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２２号
静岡市清水区高橋町540番地の12
債務者　白濱由佳里
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月４日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２９号
静岡県浜松市南区米津町3000番地の51
債務者　宮下　　博
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係